

<SDGs（持続可能な開発目標）について>

「SDGs」(Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)は、平成 27 (2015) 年に国連サミットで令和 12 (2030) 年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成す国際目標です。発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

国では、平成 28 (2016) 年に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部を設置し、SDGs 実施のための国の指針「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を決定しました。その中では、国として優先的に取り組むべき 8 つの優先課題と具体的施策を定めるとともに、SDGs 推進にあたっての自治体の役割の重要性を指摘しています。また、平成 29 (2017) 年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」が閣議決定され、地方自治体における SDGs の取組推進が位置付けられました。

本町の「第五次総合計画」においても、SDGs の目標を踏まえて、持続可能な地域社会づくりに取り組んでいくため、基本計画の施策分野ごとに関連する主な目標 (ゴール) を示し、整理を行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



自治体とSDGs

SDGsの17目標(ゴール)	SDGsの17ゴールと自治体行政の関係(*)	主な施策分野
 目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。	生活保護 生活困窮者支援 子どもの貧困対策
 目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。	栄養指導 貧困対策 都市農業
 目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。	保健・福祉・医療サービス 医療保険制度 公害対策 交通安全
 目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。	幼児教育、学校教育 生涯学習・社会教育 人権・平和・文化教育 国際理解、職業訓練
 目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。	就労支援、労働環境 中小企業支援 観光(雇用・販売促進)
 目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を保つ。	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。	産業振興 都市基盤の整備
 目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。	省エネルギー 再生可能エネルギー
 目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。	就労支援 労働環境 中小企業支援 観光(雇用・販売促進)
 目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。	産業振興 都市基盤の整備
 目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する。	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。	人権啓発・擁護 差別解消

SDGs の 17 目標 (ゴール)	SDGs の 17 ゴールと自治体行政の関係 (*)	主な施策分野
 <p>目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>	<p>住宅・都市基盤 廃棄物処理、防災 交通環境、交通安全 緑化、バリアフリー化 歴史文化・自然の保護</p>
 <p>目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>	<p>省資源・リサイクル・廃棄物減量化、食品ロス 不法投棄防止 観光 (文化振興・雇用創出・販売促進)</p>
 <p>目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>	<p>地球温暖化防止対策 防災対策</p>
 <p>目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です</p>	<p>廃棄物処理 環境保全</p>
 <p>目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>	<p>森林保護・整備 生物多様性の保全</p>
 <p>目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>	<p>平和施策 いじめ・児童虐待防止 防犯 参画、情報公開 情報共有</p>
 <p>目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>自治体は公的 / 民間セクター、市民、NGO/NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>	<p>参画・協働 公民連携 情報化</p>

(*) 「私たちのまちにとっての SDGs (持続可能な開発目標) 一導入のためのガイドライン」
(一般財団法人建築環境・省エネルギー機構) より抜粋

基本計画の施策とSDGs 目標（17ゴール）の対応表

基本計画の施策体系(案) (章/節)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済・雇用	イノベーション・産業	不平等	都市	消費・生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段	
第1章 思いやりとふれあいのまちづくり	1-1 人権・平和・男女共同参画				●	●			●		●							●	
	1-2 参画・協働・情報共有																	●	●
	1-3 交流・多文化共生				●						●							●	
第2章 自然と調和した快適なまちづくり	2-1 環境保全				●		●	●				●	●	●	●	●			
	2-2 都市計画・住環境											●							
	2-3 都市基盤									●		●							
	2-4 上下水道						●					●							
第3章 安全・安心なまちづくり	3-1 防災・危機管理											●		●					
	3-2 消防・救急											●		●					
	3-3 交通安全・防犯・消費者保護			●								●						●	
第4章 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり	4-1 健康・医療		●	●															
	4-2 地域福祉	●	●								●								
	4-3 高齢者福祉			●					●										
	4-4 障害者福祉			●	●				●		●								
	4-5 生涯学習・スポーツ				●														
第5章 子どもたちを健やかに育むまちづくり	5-1 子ども・子育て支援	●		●	●													●	
	5-2 学校教育				●														
第6章 魅力と活力にぎわいのあるまちづくり	6-1 産業・労働		●		●				●	●							●		
	6-2 歴史・文化				●							●							
	6-3 観光・魅力発信								●				●						
第7章 持続可能なまちづくり	7-1 行財政運営																	●	●